

特別支援教育（高）

障がいについての基本的な理解のもとに、生徒一人一人のこれまでの学びの場を考慮し、教育的ニーズに応え、生徒が個々の学習や生活に必要な事項に対する学び方を知り、自ら主体的に学ぶ意欲と態度を養うことができるよう指導・支援の充実に努める。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
<p>1 校内の支援体制を整備し、全教職員で指導・支援を行う。</p>	<p>(1) 管理職のリーダーシップのもと、生徒を学習面・生活面など多面的に把握し、校内の全教職員の共通理解を図り、適切な指導・支援に当たる。</p> <p>(2) 校内研修の実施や外部の研修会へ積極的に参加し、全教職員の特別支援教育に関する基礎的な知識・技能の向上を図る。</p> <p>(3) 特別支援教育コーディネーターが中心となり、校内の各分掌と連携したケース会議等を開催し、支援が必要な生徒の実態把握、支援内容・方法等の検討、実践、評価、改善を行う。必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、特別支援学校に設置した地域支援センターや教育支援アドバイザーの活用を図る。</p> <p>(4) 共生社会の形成に向けて、各教科、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間、特別活動等の教育活動やボランティア活動等を通して、生徒が障がいや特別支援教育に対する理解を深められるようする。また、家庭や地域に対しても、障がいに対する理解や特別支援教育に関する継続的な理解の啓発に努める。</p>
<p>2 生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、学校、家庭、地域及び医療等関係機関との連携を図る。</p>	<p>(1) 家庭との共通理解を図るとともに、医療、保健、福祉、労働等の関係機関と連携を図り、長期的な視点で生徒への教育的支援を行う。</p> <p>(2) 特別支援教育コーディネーターや管理職、学年主任等の関係者、スクールカウンセラー等と連携し、生徒の教育的ニーズを把握する。さらに、支援や配慮が必要な生徒については、本人・保護者と合意形成により合理的配慮を提供するとともに、「個別の教育支援計画」の作成・活用に努める。</p> <p>(3) 関係機関と連携し、一貫した指導と支援を行うために、入学時や進級・進学・就職時等に、学校間や担任間、担当間での引継ぎにおいて「個別の教育支援計画」を活用する。</p>
<p>3 生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援の工夫を図る。</p>	<p>(1) 前述の高等学校教育の内容を十分に踏まえるとともに、「個別の教育支援計画」に明記した合理的配慮を提供しながら、支援を必要とする生徒へ具体的で分かりやすい指導方法を工夫する。</p> <p>(2) 「個別の教育支援計画」や各教科等の年間指導計画を基に、「個別の指導計画」の作成・活用に努め、日々の指導や支援にあたる。</p> <p>(3) 生徒がお互いの存在を認め合える学級経営について、学校全体で検討し、実践する。</p> <p>(4) 学びの場の連続性を重視した対応として、障がいのある生徒については、進学時や卒業後の引継ぎなどを丁寧に行い、個々の生徒の障がいの状態に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的・組織的に行う。</p>